

しょうがい はんいち ーむ さぎょうち ーむ ほうこく ようし  
 「障害」の範囲チーム 作業チーム報告 要旨

1 ほう たいしょうきてい  
 法の対象規定について

あ  
 ア ろんてん  
 論点

しゃかい も での してん せいど たにま う しょうがいしゃ  
 「社会モデル」の視点をふまえた、制度の谷間を生まない障害者の  
 ていぎ  
 定義は？

い けつろん  
 イ 結論

しょうがいしゃ しんたいてき せいしんてき きのうしょうがい まんせいしつかん ともな  
 「障害者とは、身体的または精神的な機能障害（慢性疾患に伴う  
 きのうしょうがい ふく ゆう もの もの たい かんきょう きいん  
 機能障害を含む）を有する者と、これらの者に対する環境に起因する  
 しょうへき あいだ そうごさよう にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ せいげん う  
 障壁との間の相互作用により、日常生活又は社会生活に制限を受け  
 もの  
 る者をいう。」

う せつめい  
 ウ 説明

しんたいてき せいしんてき きのうしょうがい  
 「身体的または精神的な機能障害」

まんせいしつかん ともな きのうしょうがい ふく  
 「慢性疾患に伴う機能障害を含む」

「これらの者に対する環境に起因する障壁との間の相互作用によ

り」

にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいげん  
 「日常生活または社会生活に制限」

え ようけんとうじこう  
 エ 要検討事項

れいじれつきよ ようせい ほうりつ ほうかつてききてい しんせいようし  
 例示列举の要請について（法律では包括的規定とし、申請用紙に

しょうがいてい れつきよ りかいそくしん はか  
 障害名を列举して理解促進を図るなど）

ちようきてき きのうしょうがい  
 「長期的な・・機能障害」とすべきかについて

かんきょう しょうへき そうごさよう ないよう  
 「環境」、「障壁」、「相互作用」の内容について

けいぞくてき せいげん そうとう せいげん  
 「継続的に・・制限」、「相当な制限」とすることについて

2 てつづ きてい  
 手続き規定について

あ  
 ア ろんてん  
 論点

しょうがいてちよう も しょうがいしゃ はいじよ てつづ きてい  
 障害手帳を持たない障害者を排除しない手続き規定は？

い けつろん  
 イ 結論

しえん ひつよう もの しえん ひつようせい ひつよう おう そうとう  
支援を必要とする者が（支援の必要性）、その必要に応じた相当な  
しえん しえん そうとうせい う せいど もと  
支援（支援の相当性）を受けられるような制度が求められる

A しえん ひつようせい しひよう  
支援の必要性をしめす指標

A1 きのうしょうがい しめ きやくかんてきしひよう しえん ひつようせい しめ きやくかんてき  
「機能障害」を示す客観的指標（支援の必要性を示す客観的  
そくめん しょうがいしゃてちょう いし しんだんしょ いけんしょ た せんもんしょく いけん  
側面。障害者手帳、医師の診断書・意見書、その他の専門職の意見な  
ど）

A2 ほんにん しえんしんせいこうい しえん ひつようせい しめ しゅかんてきそくめん  
本人の支援申請行為（支援の必要性を示す主観的側面）

A3 かんきよう しょうへき そうごさよう にちじょうせいかつ しゃかい  
環境による障壁との相互作用により、日常生活または社会  
せいかつ せいげん う じじつ にんてい  
生活に制限を受けている事実の認定

B しえん そうとうせい かくほ  
支援の相当性の確保

しえん ひつようせい おう そうとう しえんけいかく さくてい ほうほう  
支援の必要性に応じた相当な支援計画の策定のための方法